

健 疾 発 0313 第 1 号
平 成 27 年 3 月 13 日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

難病の患者に対する医療等に関する法律における経過的特例について

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）に基づく新たな医療費助成制度の経過的特例の取扱いについては、下記のとおりといたしますので、ご了解願います。

記

1. 平成 26 年厚生労働省告示第 430 号に規定する「原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額である疾病の患者に対する治療研究に係る医療の給付として厚生労働省健康局長が定める給付」とは、平成 27 年 1 月 6 日健発 0106 第 12 号厚生労働省健康局長通知による改正前の昭和 48 年 4 月 17 日付け衛発第 242 号公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」に基づく特定疾患治療研究事業（以下「改正前の特定疾患治療研究事業」という。）による医療の給付をいい、「当該治療研究に係る対象疾病ごとの認定基準に該当するもの」とは、指定難病の患者の病状の程度が、平成 26 年 12 月 31 日時点で改正前の特定疾患治療研究事業の認定に係る病状の程度に関する基準を満たしているものをいう。なお、この場合であっても支給認定の申請時（更新申請時を含む。）においては、当該指定難病にかかっていることを診断書により確認する必要がある。
2. 平成 26 年厚生労働省告示第 431 号に規定する「原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額である疾病の患者に対する治療研究に係る医療の給付であって、厚生労働省健康局長が定めるもの」とは、改正前の特定疾患治療研究事業による医療の給付をいう。
3. 平成 26 年厚生労働省告示第 432 号に規定する「身体の機能障害が永続し又は長期安静を必要とする状態にあるため日常生活に著しい支障があると認められる者として厚生労働省健康局長が定めるもの」とは、改正前の特定疾患治療研究事業における重症患者をいう。なお、具体的な基準は、平成 27 年 1 月 1 日健疾発 0106 第 1 号厚生労働省健康局疾病対策課長通知による改正前の平成 13 年 3 月 29 日健疾発第 22 号「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」別添 1「重症患者認定基準表」における対象部位別の症状が審査時点において存在し、かつ、長期間（概ね 6 ヶ月以上）継続するものと認められることをいう。